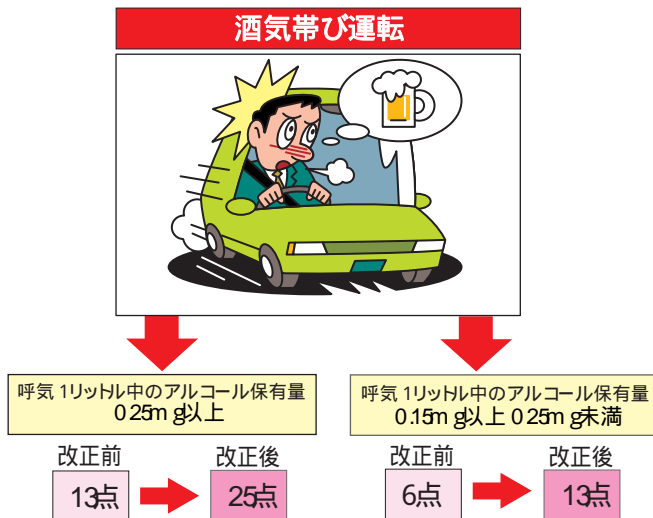


4月の安全運転のポイント 平成2年4月号

飲酒運転などの悪質・危険な違反をした運転者に対する処分強化や、高齢運転者に対する認知症検査の実施などを盛り込んだ改正道路交通法が、平成2年6月1日より施行されます。そこで今回は、飲酒運転に関する処分が強化されることを中心に、道路交通法の改正内容を紹介します。

酒気帯び運転の違反点数の引き上げ

酒気帯び運転の違反点数が引き上げられ、呼気1リットル中のアルコール保有量0.25mg以上の酒気帯び運転をした場合は13点から25点に、同0.15mg以上0.25mg未満の場合は6点から13点となります。



呼気1リットル中のアルコール保有量0.25mg以上の場合は違反点数が25点ですから、過去に違反歴がなくてもそれだけで欠格期間（運転免許が取得できない期間）2年の免許取消しとなります。

同0.15mg以上0.25mg未満の場合は13点ですから、90日の免許停止となりますが、人身事故を起こした場合には、2点以上の事故点数が付加され、合わせて15点以上となり最低でも欠格期間1年の免許取消しとなります。

一般違反行為に対する処分基準の改正

一般違反行為に対する免許取消しや停止の処分基準が改正され、新たに4年の欠格期間の基準が設けられました。

一般違反行為の処分基準

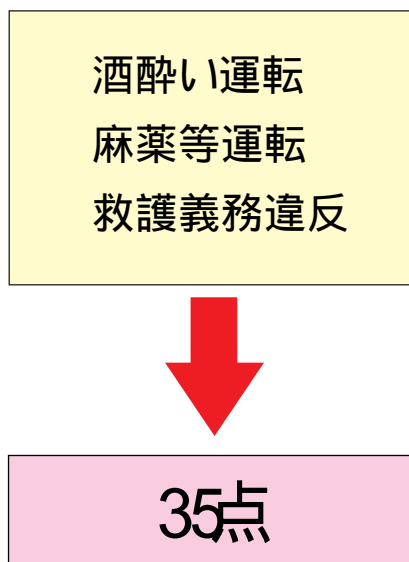
欠格期間	前歴なし	前歴 1回	前歴 2回	前歴 3回以上
5年	45点以上	40点以上	35点以上	30点以上
4年 (新設)	40点 ~ 44点	35点 ~ 39点	30点 ~ 34点	25点 ~ 29点
3年	35点 ~ 39点	30点 ~ 34点	25点 ~ 29点	20点 ~ 24点
2年	25点 ~ 34点	20点 ~ 29点	15点 ~ 24点	10点 ~ 19点
1年	15点 ~ 24点	10点 ~ 19点	5点 ~ 14点	4点 ~ 9点
停止 保留	6点 ~ 14点	4点 ~ 9点	2点 ~ 4点	2点又は3点

特定違反行為に対する処分の強化

酒酔い運転やひき逃げなどの悪質で危険性の高い違反行為が、新たに「特定違反行為」として区分され、違反点数が大幅に引き上げられます。

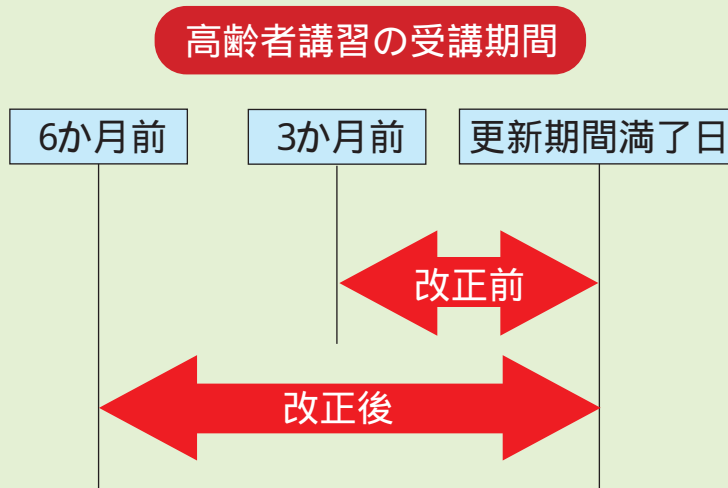
例えば、飲酒によって正常な運転ができない「酒酔い運転」の違反点数は25点から35点に引き上げられ、事故を起こさない場合でも、欠格期間3年の免許取消しとなります。

また、「特定違反行為」により免許取消しになった場合の欠格期間は、最長で10年に延長されます。



高齢運転者に係る改正内容

- ・ 75歳以上の高齢運転者に対しては、運転免許更新時に運転に必要な記憶力や判断力等の認知機能に関する検査を行い、その検査結果に基づいた高齢者講習を行うこととなります。
- ・ 70歳以上の高齢者を対象とした高齢者講習の受講期間が、「更新期間が満了する日の3か月前」から「更新期間が満了する日の6か月前」に延長されることとなります。



「ご相談・お申込先」